

小坂町新住宅リフォーム支援事業

自ら居住する住宅について町内の事業者を利用して、リフォーム等工事を行う方に対し補助金を交付します。

町補助対象	補助率(工事費の)	補助限度額(最大)
町内に居住する世帯	20%	20万円まで

●変更点

(令和3年度～)

・補助率が15→20%、最大15→20万円にアップしました。

・令和3年4月までのリフォーム補助金の交付総額(15万円まで)は、全額リセットされ、新たに20万円までご利用になります。

・町内に本店だけでなく事業所を有する業者による工事も対象になります。

(令和7年度～)

・賃貸住宅等持ち家ではない住宅も対象になります。賃貸住宅の場合は所有者の同意が必要です。

《対象者》

○リフォーム等工事費が50万円以上の方は秋田県のあきた安全安心住まい推進事業の交付決定を受けた方（交付を受けられない方は除く）

○補助対象者および補助対象住宅の世帯全員が、町税等を滞納していない方

○小坂町に住民登録している方（工事完了後に町内に転居する世帯を含む）で、次のいずれかに該当する方

(1) 自ら居住する住宅（所有者は問わない）をリフォームする方

(2) 自ら居住する住宅が賃貸住宅の場合、所有者の同意を得てリフォームする方

《対象住宅》

○一戸建て住宅または共同住宅（併用住宅の場合は住宅部分のみを対象。賃貸住宅の場合は、専有部分のみ。）

○建築後1年以上経過している住宅

《対象工事》

○工事費（消費税等含む）が10万円以上であること

○町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主で町に登録している業者が施工すること

《補助率・補助限度額》

○算定式は、町補助金額＝（工事費×補助率）－県交付決定額 ≤補助限度額となります。

○補助率および補助限度額は上記表の通りとなります。

○リフォーム等工事費が50万円以上の方で秋田県の住宅リフォーム推進事業の交付決定を受けた場合は、上記表による算定額から県交付決定額を差し引いた額となります。

○令和3（2021）年度以降に交付を受けた方であっても、交付総額が20万円になるまで年度につき1回申請できます。

○令和12（2030）年度までの事業です。

申請受付期間

令和7年9月30日(火)

○申請期限以前でも予算がなくなり次第、受付を終了します。

○交付決定通知が届いてから着工するようご注意ください。

○実績報告書を令和8年3月31日までに提出できる工事が対象です。

